

# 「ICT活用工事」の試行要領改正について ～お知らせ～

令和2年4月  
山口県

平成29年7月1日から、試行運用を実施してきたICT活用工事(土工)について、この度、建設工事におけるICT施工技術の導入を一層促進するため、対象工事を拡大し、ICT施工技術の部分的活用を可能とするよう試行要領を改正しましたので、以下のとおりお知らせします。

## 1 適用基準日

令和2年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

ただし、条件付き一般競争入札(事前審査方式)で入札参加者から見積を徴収する場合は、令和2年5月1日以降に入札参加者資格審査結果を通知するものに適用。

## 2 対象工事【拡大】 ※土木建築部発注工事

- ・土工 : すべての工事
- ・舗装工 : 舗装面積1000㎡以上から選択
- ・河川浚渫工 : 浚渫量1000m<sup>3</sup>以上から選択

## 3 発注方式

受注者希望型(土工、舗装工、河川浚渫工)

## 4 実施内容【部分活用可】

- ・土工: 部分活用可(②④⑤は必須) ・舗装工: 部分活用可(②④⑤は必須)
- ・河川浚渫工(①～⑤全て)

①3次元起工測量 ②3次元設計データ作成 ③ICT建機による施工  
④3次元出来形管理 ⑤3次元データの納品

## 5 費用計上

①②③: 実施内容に応じて計上 ④⑤: 経費率の割増補正

## 6 成績評定

- ・創意工夫において評価
- ・部分活用の場合は、全て活用した場合の1/2

## 7 履行証明

履行証明書を発行

## 8 ICT活用の関連情報

(山口県技術管理課ホームページ <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/ict/ict.html>)